

民商の運動実る！市健幸すまい リフォーム助成・24日受付開始

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話(243)0141
14年3月17日

営業用チラシ見本作りました
希望の方事務所に連絡下さい

住宅リフォームに 上限10~40万円の補助金

健幸すまいリフォーム支援補助金制度の目的

子どもを安心して産み育てられ、高齢者が安心して暮らせる住環境をつくるために、既存住宅のバリアフリー化・省エネ化と住環境向上のためのリフォーム工事を行う方に補助します。



- 1回目受付(3月)事業費2億円
- 2回目受付(8月上旬予定)
1億8,700万円

【補助対象工事】

○基本工事(①②のいずれかの工事が必要です)

- ①バリアフリーリフォーム工事
- ②省エネリフォーム工事 (工事例は裏面参照)

○プラス工事：上記工事と併せて行う住宅のリフォーム工事

- 一般世帯 : 対象経費の1/10(上限10万円)
中古住宅活用の場合：対象経費の2/10(上限20万円)
- 子育て世帯 : 対象経費の2/10(上限20万円)
中古住宅活用の場合：対象経費の2/10(上限30万円)
- 親子近居世帯 : 対象経費の2/10(上限20万円)
中古住宅活用の場合：対象経費の2/10(上限30万円)
- 3世代同居世帯 : 対象経費の2/10(上限30万円)
中古住宅活用の場合：対象経費の2/10(上限40万円)

- *子育て世代…中学生以下の子どもがいる世帯
- *親子近居世帯…子育て世帯が親世帯と同一の小中学校区、又は隣接小中学校区の場合は親世帯の既存住宅から1km以内の住宅に近居している世帯、又は近居する予定の世帯
- *3世代同居世帯…親世帯と子育て世帯(3世代以上)が同居している世帯、又は同居する予定の世帯

【中古住宅活用】

平成25年4月1日以降に購入した居住用の中古住宅(築1年超で、取得時点までに他者に住宅として利用されたことがあるもの)のリフォーム工事

税務署に確定申告書を出したら 「収支内訳書を出せ」といわれたが

- 「収支内訳書」にどう応えるかは納税者一人一人が決めることです。提出しなくても罰則はありません。
- 国会では「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議を行っています。
- そのため国税庁は、収支内訳書を提出しないからといって「不利益な扱いはしない」と回答しています。

「納税の猶予」延長を交渉中

Aさん（建設業）は昨年2月に終了した税務調査で追徴課税を受けましたが、一度に払える金額ではなかったため、調査終了と同時に納税の猶予を申請し、猶予の許可を勝ち取りました。今年3月に新潟税務署と交渉し、原則1年の猶予期間の延長を求めています。

Aさんは税務調査で消費税など約七〇〇万円の追徴課税（延滞税を含む）を課されることになったために、調査の最終日に納税の猶予の申請書を税務署員に渡しました。担保となるものがなかったAさんは、納税の猶予の申請書に「担保なし」と記載。一年間の納付計画（毎月一万円ずつ、最終月に残りの金額を一括で支払う分納計画）を記入しました。Aさんは申請書を出した後、民商と相談しながら生活状況の収支を何度も作成し、税務署に提出しました。その結果、担保なしの納税の猶予を認めさせました。一四・六%の高い延滞税を半分に下げさせることもできました。

Aさんは、1年間の分納を終え、3月4日に税務署へ交渉に行き、納税の猶予の延長を求めました。税務署員から求められた生活・営業収支が分かる資料などを税務署に提出したAさんは、「延滞税を下げさせ少し安心できました。商売を続けるために頑張っていきたい」と語っています。

労働保険事務組合よりお知らせ

委託事業所のみなさん、ハローワークから雇用保険加入者数に関するはがきが届いているかと思えます。加入者の届け出漏れの防止のためです。加入者数が違っているようでしたら、連絡をお願いします。



中小事業主及び一人親方の特別加入をされているみなさん、平成二六年四月一日以降も加入継続または脱退の確認書を送付しています。十七日が締め切りとなっています。まだ返送されていない方は至急事務組合までお願いします。

各分野から交流集会

「国際女性系」新潟集会

三月八日万代市民会館で九十五名の参加で「国際女性デー」が開催されました。最初に、弁護士杉井静子さんから「つながろう女性たち ジェンダー平等へ」の講演がありました。

その後、各分野から活動交流があり、医労連「看護師の実態調査について、七十五%の人が辞めたく、七十四%が慢性疲労の状態であること」農民連「価格・所得保障がないと再生できないこと」県労連「三名の方が不当解雇で新潟地裁に申立をしたこと」新商連の大星事務局は「今、確定申告で一番忙しい時期で、春の運動で入会した人の四分の一が滞納でした。国税通則法が改悪され、記帳が義務付けられ煩わしい事が多くなりました。消費税は、赤字でも払わなければならなく、特に五%になってから滞納する人が多くなり、業者にとっては、破壊税で、業者婦人は、生活と営業を守るために夜遅くまで働いている。これからも五十六条などの運動について協力を求めました。」

